

# 模倣品・海賊版〔輸入〕でお困りの方へ

## — 税関の差止申立制度がご活用できます —

〔財務省〕 東京税関業務部総括知的財産調査官〔知的財産センター〕

知的財産侵害物品は、関税法第 69 条の 2 及び第 69 条の 11 により輸出又は輸入してはならない貨物と定められ、税関は、正当な経済活動を保護する必要性、健康・安全への脅威の除去等のため、偽ブランド品等の知的財産侵害物品を水際で厳しく取り締まっています。

税関が水際取締りを行うに際し、重要な制度の一つに「輸入差止申立制度」があります。特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権及び育成者権を有する方又は不正競争防止法の差止請求権者が、自己の権利を侵害すると認める貨物が輸入されようとする場合に、税関に対し、当該貨物の輸入を差止め、認定手続を執るべきことを申立てすることができる制度です。

平成 24 年 1～9 月の全国の税関における偽ブランド品等知的財産侵害物品の差止件数は約 2 万件（前年同期約 20%増）、差止点数は約 91 万点（前年同期約 77%増）ありました。〔詳細は、[http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/g\\_001.htm](http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/g_001.htm)〕

これら差止実績の大半が権利者からの差止申立に基づくものです。模倣品・海賊版でお困りになりこれらの輸入を抑えたいとお考えの方（権利者）は、差止申立制度をご活用ください（差止申立についての手数料はかかりません）。効果的な水際取締りを行っていくためにも皆様のご理解とご協力をお願いします。

ご関心のある方は、お気軽に税関までお問合せください（平日 9:00～17:45）。

照会先：東京税関業務部総括知的財産調査官〔知的財産センター〕 ☎ 03-3599-6260

大阪税関業務部知的財産調査官 ☎ 06-6576-3318

また、税関ホームページ「税関による知的財産侵害物品の取締り」をご覧くださいけると有益と存じます。〔<http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/index.htm>〕



〔平成 24 年 12 月〕